

佐賀県建設関連業務共同企業体取扱要領（新旧対照表）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 ～ 第9条 略</p> <p>（存続期間）</p> <p>第10条 業務の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は委託契約の履行後12月以内までとすることができる。ただし、当該期間満了後において、当該業務につき、<u>かし担保責任</u>がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。</p> <p>2</p> <p>第11条 略</p>	<p>第1条 ～ 第9条 略</p> <p>（構成員の要件）</p> <p>第10条 業務の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は委託契約の履行後12月以内までとすることができる。ただし、当該期間満了後において、当該業務につき、<u>契約不適合責任</u>がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第11条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和2年6月24日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。</u></p>